



## 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのごみの捨て方について

ID 0228408



家族に新型コロナウイルス感染者または感染の疑いがある（発熱などにより体調が悪い）方がいる場合、次の点に注意してください。

- **ペットボトル・プラスチック製容器包装**  
付着したウイルスが感染力を保っている可能性があります。「燃やすごみ」に出してください。
- **空き缶・空きびん・その他金属製品など資源ごみ**  
付着したウイルスの感染力が弱まる期間を踏まえ、1週間程度待って、資源物ステーションに出してください。
- **マスクやティッシュペーパーなどの燃やすごみ**  
鼻水などが付着したマスクやティッシュペーパーなどは、小さい袋などに入れて封をし、指定ごみ袋に入れて燃やすごみに出してください。

環境清掃課 ☎ 57-4100

### 生活排水対策に 取り組みましょう

環境清掃課 ☎ 57-4100

ID 0125724

10月は「クリーン排水推進月間」・「浄化槽強調月間」

生活排水は川や海の汚れの大きな原因です。できることから始めてみませんか。

#### 身近な生活排水対策

- ・ 食べ残し・飲み残しを減らす
- ・ 排水口の三角コーナーや水きりネットで汚れを取り除く
- ・ 使用済み油は廃油回収を利用する
- ・ 食器や鍋の油汚れはまず拭き取る
- ・ 洗剤は適量を測って使う

#### 浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法律により保守点検・清掃を実施し、法定検査（中部微生物研究所 ☎ 76-2228）を受けなければなりません。浄化槽を適切に長く使用するため、適正に管理しましょう。

### 償却資産を申告しましょう

レストランの冷蔵庫、美容室のパーマドライヤー、カフェのコーヒーマシンなど、仕事や事業で使う機械や備品を「償却資産」と言い、固定資産税の課税対象ですが、経費として確定申告で控除することもできます。正しく申告して賢く節税しましょう。

#### 例 パーマドライヤーなど200万円分の理美容機器を購入した場合

（理美容機器の耐用年数：5年）

償却資産として申告すると・・・

翌年から固定資産税を課税します。1年目は

200万円×0.815＝163万円

163万円×1.4%＝1年目は22,820円が固定資産税額です。

2年目になると償却資産の評価額は

163万円×0.631＝約103万円

これは、免税点150万円未満となるので、2年目の固定資産税は0円

★一方、確定申告で経費として申告すると、営業収入から年40万円を5年間控除できます。

税務課 ☎ 66-1114

相続 遺言 贈与

お気軽にご相談ください  
初回のご相談は、無料です。  
預貯金・株式・不動産などの資産承継

# 太田哲也司法書士事務所

愛知県司法書士会所属・愛知県行政書士会所属

出張相談、土日相談も  
お受けしています！ 要予約

## TEL.0533-67-8190

蒲郡市三谷町八舗120（三谷水産高校から東へ約300m）

ota-samurai.com